

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月二日

広島県人事委員会規則第十号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第一条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十一年広島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一二三のハ教育職給料表(一昇格時号給対応表中

38
39
39
40
40
41
42
43

に改める

29
30
30
30
31
31
31
32
32
32
33
34
35

に改める

別表第一—十三のト医療職給料表(二)昇格時号給対応表中

62	30
62	30
62	31
62	31
62	32
62	32
62	33
63	33
63	34
63	34
63	35
63	35
64	36
64	36

を

に改める

第二条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

第一条中「設け、職員の職の格付の適確な取扱いを期することを目的とする」を「設けることを目的とする」に改める。

第三条を次のように改める。

(職務の級の決定)

第三条 職員の職務の級は、その者の職務に応じ、職員給与条例別表第六又は市町立学校職

員給与等条例別表第二、職務の級の分類に関する規則（平成二十八年広島県人事委員会規則第二号）別表第一又は別表第二及び同規則第三条第二項の規定により定められる級別職務分類表並びにこの規則で定める基準に基づいて決定するものとする。

第九条の見出しを「（新たに職員となつた者の職務の級）」に改める。

第十四条第一項中「経験年数を有する職員」の下に「（特定管理職員（職員給与条例第六条第二項に規定する特定管理職員をいう。以下同じ。）を除く。）」を加え、「別表第二十三条の二」を「別表第二十三条の三」に改める。

第二十一条第一項中「その者の号給は」の下に「、次項に定める場合を除き」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 職員を行政職給料表の職務の級五級以上に昇格させた場合におけるその者の号給は、その者が昇格した職務の級の最低の号給とする。

第二十一条第五項中「昇格させた場合におけるその者の号給は、第一項、第三項及び前項の規定にかかわらず、人事委員会の定める号給とする」を「昇格させる場合において、前各項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前各項の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、その者の号給を決定することができる」に改める。

第二十二条第一項及び第二項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号給は、次項に定める場合を除き、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けっていた号給に対応する降格時号給対応表（別表第二十三条の二）の降格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を行政職給料表の職務の級五級以上から一級下位の職務の級に降格させた場合におけるその者の号給は、次条第二項及び第三項の規定に準じる方法により得られる号給とする。

第二十二条第三項に次のただし書きを加える。

ただし、教育職給料表（二）又は教育職給料表（三）の職務の級三級から特二級に在級させる二となく二級に職員を降格させた場合は、当該二級を三級の一級下位の職務の級とみなして第一項の規定を適用する。

第二十二条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第二十三条第二項中「、前二条の規定にかかわらず」を削り、同条第四項中「第二十一条及び第二十二条」を「前二条」に改める。

第二十七条を次のように改める。

（昇給の号給数を三号給とすることを標準とする職員）

第二十七条 職員給与条例第六条第二項又は市町立学校職員給与等条例第五条第二項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が四級であるもの
- 二 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの
- 三 教育職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの
- 四 教育職給料表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの
- 五 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの
- 六 医療職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの
- 七 医療職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの
- 八 医療職給料表(三)の適用を受ける職員でその職務の級が四級以上であるもの

第二十八条第一項中「次条第三項に規定する」を削り、「別表第二十三の二」を「別表第二十三の三」に改める。

第二十八条の二を次のように改める。

(特定管理職員の昇給)

第二十八条の二 特定管理職員を昇給させる場合は、第二十六条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定管理職員が次の各号に掲げる特定管理職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める号給に決定できるものとする。

- 一 勤務成績が極めて良好である特定管理職員 三号給
- 二 勤務成績が特に良好である特定管理職員 二号給

2 前項の規定により昇給した特定管理職員が、当該昇給のあつた日以後において顕著な勤務成績であった場合に限り、当該日以後の昇給日においてその者が属する職務の級の最高の号給に決定できるものとする。

3 特定管理職員の号給数の総数は、各任命権者に属する特定管理職員の数等を考慮して任命権者ごとに人事委員会の定める号給数の総数を超えてはならない。ただし、各任命権者は、その属する特定管理職員が著しく少數であること等の事情により、これにより難い場合は、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

別表第一を次のように改める。

別表第一 削除

別表第一の表を次のように改める。

義肢装具士	栄養士及び衛生検査技師	診療エツクス線技師	臨床検査技師、臨床工学技士、理療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士	職種			学歴免許 職務の級
				獣医師	薬剤師	職種	
短大三卒	短大卒	大学卒	短大卒	短大三卒	大学卒	大学六卒	一級
○	○	○	○	○	○	○	二級
六 六	八 七・五	五 五	八 七・五	六 六	五 五	二 二	三級
一三 七	一五 七	一二 七	一五 七	一三 七	一二 七	九 七	四級
一七 四	一九 四	一六 四	一九 四	一七 四	一六 四	一三 四	五級
						一六 三	
						一九 三	
						一六 三	
						一九 三	

別表第五の職種の欄及び同表の備考第四項中「講師、養護教諭及び講師」に改める。
 別表第六の職種の欄中「講師、養護教諭、栄養教諭」を「養護教諭、栄養教諭、講師」に、「講師、助教諭及び養護助教諭」を「助教諭、養護助教諭及び講師」に改める。
 別表第九の表を次のように改める。

その他	正規の試験			試験
	程卒高 度業校	程卒短 度業大	程卒大 度業学	
中学卒	高校卒	大学卒	大学卒	学歴免許 職務の級
三	○	○	○	一級
一六 一三	一二 一三	一二 一三	一〇 九・五	二級
二〇 四	一六 四	一四 四	一一 四	三級
一四 四	二〇 四	一八 四	一五 四	四級
二七 三	二三 三	二一 三	一八 三	五級
三〇 三	二六 三	二四 三	一二 三	六級
三三 三	二九 三	二七 三	一二 三	七級

別表第十の表を次のように改める。

准 看 護 師	職 種		学歴免許 ／ 職務の級
	保健師、助産師及 び看護師	准看護師	
所卒	短 大 卒	大 学 卒	
○	○	○	一級
め る に 定 別 に 定 め る に 定 別 に 定	七 七 一四 一四 一八 二一	五 五 二二 七 六 一九 三	八 七 一〇 一〇 一五 一九 一九 一九
			二級
			三級
			四級
			五級

そ の 他			あん摩マツサージ 指圧師、はり師、 きゅう師及び柔道 整復師	歯 科 技 工 士			歯 科 衛 生 士				
中 学 卒	高 校 卒	高 校 卒	高 校 卒	短 大 二 卒	短 大 三 卒	短 大 二 卒	短 大 三 卒	高校専攻科卒	短 大 二 卒	短 大 三 卒	
四	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
一四	一〇 一〇	一〇 一〇	八 八	七 七 一〇	七 七 一〇	六 六	八 八 七 七 一五	六 六 七 七 一五	九 九 九 九	八 八 七 七 一五	七 七 五 五 一五
一一	一七 一七	一七 一七	一五 一五	一七 一七	一五 一五	一三 一三	一五 一五 一七	一三 一三 七	一六 一六 七	一五 一五 七	一三 一三 七
一五	二一 四	二一 四	一九 一九	二一 二一	一九 一九	一七 一七	一九 一九 一七	一七 一七 四	二〇 二〇 四	一九 一九 四	一七 一七 四

別表第十一の1の部六の項(18)中「都道府県立農業者研修教育施設」を削り、「第三条」を「第三条第一号」に、「教育機関をいう。以下同じ」を「都道府県立農業者研修教育施設（以下「都道府県立農業者研修教育施設」という）に改め、同表4の部中学卒の項(1)中「学校教育法による中学校」の下に「、義務教育学校」を加える。

別表第十三の備考第十項中「又は」を「若しくは」に、「課程を」を「課程又は薬学若しくは獸医学に関する課程（修学年限四年のものに限る。）」を「に改める。

別表第十七の職種の欄及び同表の備考第三項中「、講師、養護教諭及び栄養教諭」を「、

養護教諭、栄養教諭及び講師」に改める。

別表第十八の職種の欄中「講師、養護教諭、栄養教諭」を「、養護教諭、栄養教諭、講師」に、「講師、助教諭及び養護助教諭」を「助教諭、養護助教諭及び講師」に改める。

別表第二十一の表を次のように改める。

職種	学歴免許	初任給
薬剤師	大学六卒	一級三十九号給
獣医師	大学六卒	一級三十九号給
診療放射線技師、臨床検査技師	大学卒	一級二十五号給
理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士	大学卒	一級三十九号給
栄養士及び衛生検査技師	短大三卒	一級二十一号給
診療エツクス線技師	短大卒	一級十五号給
義肢装具士	短大卒	一級二十五号給
歯科衛生士	短大卒	一級二十五号給
歯科技工士	短大卒	一級二十五号給
あん摩マッサージ指圧師、道整復師	短大卒	一級二十五号給
その他	高校卒	一級五号給

別表第二十二中
二級十五号給
二級九号給
二級五号給

別表第二十二中
一級三十一号給
一級二十五号給
一級二十一号給

考第二項中「二級十九号給」を「一級三十五号給」に、「三級十三号給」を「一級二十九号給」に改め、同備考第三項中「二級九号給」を「一級二十五号給」に改める。

別表第二十三中イの表を次のように改める。

に改め、同表の備

イ 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	2	1
19	1	3	1
20	1	4	1
21	1	5	1
22	1	6	2
23	1	7	3
24	1	8	4
25	1	9	5
26	1	10	6
27	1	11	7
28	1	12	8
29	1	13	9
30	1	14	10
31	1	15	11
32	1	16	12
33	1	17	13
34	1	18	14
35	1	19	15
36	1	20	16
37	1	21	17
38	1	22	18

39	1	23	19
40	1	24	20
41	1	25	21
42	1	26	22
43	1	27	23
44	1	28	24
45	1	29	25
46	1	30	26
47	1	31	27
48	1	32	28
49	1	33	29
50	2	34	30
51	3	35	31
52	4	36	32
53	5	37	33
54	6	38	33
55	7	39	34
56	8	40	34
57	9	41	35
58	10	42	35
59	11	43	36
60	12	44	36
61	13	45	37
62	14	45	37
63	15	45	38
64	16	46	38
65	17	46	39
66	18	46	39
67	19	47	40
68	20	47	40
69	21	47	41
70	22	48	41
71	23	48	42
72	24	48	42
73	25	49	43
74	26	49	43
75	27	49	44
76	28	50	44
77	29	50	45
78	30	50	45
79	31	51	46
80	32	51	46

81	33	51	46
82	34	52	46
83	35	52	46
84	36	52	46
85	37	53	47
86	38	53	47
87	39	53	47
88	40	53	47
89	41	54	47
90	41	54	47
91	42	54	47
92	42	54	47
93	43	55	48
94		55	48
95		55	48
96		55	48
97		55	48
98		56	48
99		56	48
100		56	48
101		56	49
102		56	49
103		57	50
104		57	50
105		57	51
106		57	
107		57	
108		58	
109		58	
110		58	
111		58	
112		58	
113		59	

司表兼「11月の表を次の順に並べよ。
ト 医療費給料表(二)昇格時号給対応表

昇格後の号給

昇格した日の 前日に受け いた号給	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1

3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	2	2
19	1	1	3	3
20	1	1	4	4
21	1	1	5	5
22	1	1	6	6
23	1	1	7	7
24	1	1	8	8
25	1	1	9	9
26	1	1	10	10
27	1	1	11	11
28	1	1	12	12
29	1	1	13	13
30	1	1	14	14
31	1	1	15	15
32	1	1	16	16
33	1	1	17	17
34	1	2	18	18
35	1	3	19	19
36	1	4	20	20
37	1	5	21	21
38	2	6	22	21
39	3	7	23	22
40	4	8	24	22
41	5	9	25	23
42	6	10	26	23
43	7	11	27	24
44	8	12	28	24

45	9	13	29	25
46	10	14	29	25
47	11	15	30	25
48	12	16	30	25
49	13	17	31	25
50	14	18	31	25
51	15	19	32	26
52	16	20	32	26
53	17	21	33	26
54	18	22	33	26
55	19	23	34	26
56	20	24	34	26
57	21	25	35	27
58	22	26	35	27
59	23	27	36	27
60	24	28	36	27
61	25	29	37	27
62	26	30	37	27
63	27	31	37	28
64	28	32	37	28
65	29	33	38	28
66	30	33	38	
67	31	34	38	
68	32	34	38	
69	33	35	38	
70	34	35	38	
71	35	36	39	
72	36	36	39	
73	37	37	39	
74	38	38	39	
75	39	39	40	
76	40	40	40	
77	41	41	40	
78	42	41	40	
79	43	41	41	
80	44	42	41	
81	45	42	41	
82	46	42	41	
83	47	43	42	
84	48	43	42	
85	49	43	42	
86	49	44	42	

87	50	44	42
88	50	44	42
89	51	45	43
90	51	45	43
91	52	45	43
92	52	45	43
93	53	46	44
94	53	46	44
95	53	46	44
96	54	46	44
97	54	47	45
98	54	47	
99	55	47	
100	55	47	
101	55	48	
102	56	48	
103	56	48	
104	56	48	
105	57	48	
106	57	48	
107	57	49	
108	57	49	
109	57	49	
110	57	49	
111	58	49	
112	58	49	
113	58	50	
114	58	50	
115	58	50	
116	58	50	
117	59	50	
118	59	50	
119	59	51	
120	59	51	
121	59	51	
122	59		
123	60		
124	60		
125	60		

別表第一[十三]中チの表を次のように改める。

チ 医療職給料表(三)昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	2
19	1	1	1	3
20	1	1	1	4
21	1	1	1	5
22	1	1	2	6
23	1	1	3	7
24	1	1	4	8
25	1	1	5	9
26	1	1	6	10
27	1	1	7	11
28	1	1	8	12
29	1	1	9	13
30	1	1	10	14
31	1	1	11	15
32	1	1	12	16
33	1	1	13	17
34	1	2	14	18
35	1	3	15	19
36	1	4	16	20
37	1	5	17	21
38	1	6	18	22

39	1	7	19	23
40	1	8	20	24
41	1	9	21	25
42	2	10	22	26
43	3	11	23	27
44	4	12	24	28
45	5	13	25	29
46	6	14	26	30
47	7	15	27	31
48	8	16	28	32
49	9	17	29	33
50	10	18	29	34
51	11	19	30	35
52	12	20	30	36
53	13	21	31	36
54	14	22	31	36
55	15	23	32	36
56	16	24	32	36
57	17	25	33	37
58	18	26	33	37
59	19	27	34	37
60	20	28	34	37
61	21	29	35	37
62	22	30	35	38
63	23	31	36	38
64	24	32	36	38
65	25	33	37	38
66	26	34	37	38
67	27	35	37	39
68	28	36	37	39
69	29	37	38	39
70	30	38	38	
71	31	39	38	
72	32	40	38	
73	33	41	39	
74	34	42	39	
75	35	43	39	
76	36	44	39	
77	37	45	39	
78	38	46	40	
79	39	47	40	
80	40	48	40	

81	41	49	40
82	42	50	40
83	43	51	41
84	44	52	41
85	45	53	41
86	46	53	41
87	47	54	41
88	48	54	42
89	49	55	42
90	50	55	42
91	51	56	42
92	52	56	42
93	53	57	43
94	54	58	43
95	55	59	43
96	56	60	43
97	57	61	44
98	58	61	
99	59	62	
100	60	62	
101	61	63	
102	62	63	
103	63	64	
104	64	64	
105	65	65	
106	66	65	
107	67	66	
108	68	66	
109	69	67	
110	69	67	
111	70	68	
112	70	68	
113	71	68	
114	71	68	
115	72	69	
116	72	69	
117	73	69	
118	73	69	
119	73	70	
120	74	70	
121	74	70	
122	74	70	

123	75	71
124	75	71
125	75	71
126	76	71
127	76	72
128	76	72
129	77	73
130	77	
131	77	
132	77	
133	78	
134	78	
135	78	
136	78	
137	79	
138	79	
139	79	
140	79	
141	80	
142	80	
143	80	
144	80	
145	81	
146	81	
147	81	
148	82	
149	82	
150	82	
151	83	
152	83	
153	83	
154	83	
155	84	
156	84	
157	84	
158	84	
159	85	
160	85	
161	85	
162	85	
163	86	
164	86	
165	86	
166	86	

167	87		
168	87		
169	87		

別表第一「十三」の「三」を削り、別表第一「十一」の「〇」の欄中「行政職給料表の適用を受けた職員でその職務の級が七級以上であるもの（警察職員等に限る。）及び第二「十七条」を「職員給与条例第十七条の三第一項に規定する管理監督職員のうち第「十七条各号」に改め、同表を別表第一「十一」の「三」と、別表第一「十一」の次に次の一表を加える。

別表第二十三の二（第二十二条関係）

降格 時 号 給 対 応 表

イ 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けた いた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	49	17	21
2	50	18	22
3	51	19	23
4	52	20	24
5	53	21	25
6	54	22	26
7	55	23	27
8	56	24	28
9	57	25	29
10	58	26	30
11	59	27	31
12	60	28	32
13	61	29	33
14	62	30	34
15	63	31	35
16	64	32	36
17	65	33	37
18	66	34	38
19	67	35	39
20	68	36	40
21	69	37	41
22	70	38	42
23	71	39	43
24	72	40	44
25	73	41	45
26	74	42	46
27	75	43	47
28	76	44	48

29	77	45	49
30	78	46	50
31	79	47	51
32	80	48	52
33	81	49	54
34	82	50	56
35	83	51	58
36	84	52	60
37	85	53	62
38	86	54	64
39	87	55	66
40	88	56	68
41	90	57	70
42	92	58	72
43	93	59	74
44	93	60	76
45	93	63	78
46	93	66	84
47	93	69	92
48	93	72	100
49	93	75	102
50	93	78	104
51	93	81	105
52	93	84	105
53	93	88	105
54	93	92	105
55	93	97	105
56	93	102	105
57	93	107	105
58	93	112	105
59	93	113	105
60	93	113	105
61	93	113	105
62	93	113	105
63	93	113	105
64	93	113	105
65	93	113	105
66	93	113	105
67	93	113	105
68	93	113	105
69	93	113	105
70	93	113	105

71	93	113	105
72	93	113	105
73	93	113	105
74	93	113	105
75	93	113	105
76	93	113	105
77	93	113	105
78	93	113	105
79	93	113	105
80	93	113	105
81	93	113	105
82	93	113	105
83	93	113	105
84	93	113	105
85	93	113	105
86	93	113	105
87	93	113	105
88	93	113	105
89	93	113	105
90	93	113	105
91	93	113	105
92	93	113	105
93	93	113	105
94	93	113	105
95	93	113	105
96	93	113	105
97	93	113	105
98	93	113	105
99	93	113	105
100	93	113	105
101	93	113	105
102	93	113	105
103	93	113	105
104	93	113	105
105	93	113	105
106	93		
107	93		
108	93		
109	93		
110	93		
111	93		
112	93		

□ 公安職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けた いた号給	降格後の号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	9	13	17	25	9	9	13	13
2	9	13	18	26	10	10	14	14
3	9	13	19	27	11	11	15	15
4	11	14	20	28	12	12	16	16
5	12	15	21	29	13	13	17	17
6	13	16	22	30	14	14	18	18
7	13	17	23	31	15	15	19	19
8	15	18	24	32	16	16	20	20
9	16	19	25	33	17	17	21	21
10	17	20	26	34	18	18	22	22
11	18	21	27	35	19	19	23	23
12	19	22	28	36	20	20	24	24
13	20	23	29	37	21	21	25	25
14	21	24	30	38	22	22	26	26
15	22	26	31	39	23	23	27	27
16	23	27	32	40	24	24	28	28
17	24	28	33	41	25	25	29	29
18	25	29	34	42	26	26	30	30
19	26	30	35	43	27	27	31	31
20	27	31	36	44	28	28	32	32
21	28	32	37	45	29	29	33	33
22	29	33	38	46	30	30	34	34
23	30	35	39	47	31	31	35	35
24	31	36	40	48	32	32	36	36
25	32	36	41	49	33	33	37	37
26	33	37	42	50	34	34	38	38
27	34	39	43	51	35	35	39	39
28	35	40	44	52	36	36	40	40
29	36	41	45	53	37	37	41	43
30	37	42	46	54	38	38	42	49
31	38	43	47	55	39	39	43	55
32	39	44	48	56	40	40	44	61
33	40	45	49	57	41	41	45	61
34	42	46	50	58	42	42	46	61
35	43	47	51	59	43	43	47	61
36	44	48	52	60	44	44	48	61

37	45	49	53	61	45	45	49	61
38	46	50	54	62	46	46	50	61
39	47	51	55	63	47	47	51	61
40	48	52	56	64	48	48	52	61
41	49	53	57	65	49	49	54	61
42	50	54	58	66	50	50	56	61
43	51	55	59	67	51	51	58	61
44	52	56	60	68	52	52	68	61
45	53	57	61	70	53	53	79	61
46	54	58	62	72	54	54	82	
47	55	58	63	74	55	55	85	
48	56	59	64	76	56	56	85	
49	57	60	65	77	57	59	85	
50	58	61	66	78	58	62	85	
51	59	62	67	79	59	65	85	
52	60	64	68	80	60	75	85	
53	61	65	69	81	61	87	85	
54	62	66	70	82	62	90	85	
55	63	67	71	83	63	93	85	
56	64	68	72	84	64	93	85	
57	65	69	73	86	65	93	85	
58	66	70	74	88	66	93	85	
59	67	71	75	90	67	93	85	
60	68	72	76	92	68	93	85	
61	69	73	77	95	69	93	85	
62	70	74	78	98	70	93		
63	71	75	79	101	71	93		
64	72	76	80	104	72	93		
65	73	77	81	105	73	93		
66	74	78	82	106	74	93		
67	75	79	83	107	75	93		
68	76	80	84	116	78	93		
69	77	81	86	125	79	93		
70	78	82	88	125	80	93		
71	79	83	90	125	81	93		
72	80	84	92	125	82	93		
73	81	85	93	125	83	93		
74	82	86	94	125	84	93		
75	83	87	95	125	85	93		
76	84	88	96	125	86	93		
77	85	89	97	125	87	93		
78	86	90	98	125	88	93		
79	87	91	99	125	89	93		
80	88	92	100	125	90	93		

81	90	93	101	125	91	93
82	92	94	102	125	92	93
83	94	95	103	125	93	93
84	96	96	104	125	93	93
85	97	97	105	125	93	93
86	98	98	106	125	93	
87	99	99	107	125	93	
88	100	100	108	125	93	
89	101	102	110	125	93	
90	102	104	112	125	93	
91	103	106	114	125	93	
92	104	108	116	125	93	
93	106	109	118	125	93	
94	108	110	120			
95	110	111	122			
96	112	112	132			
97	114	113	137			
98	116	114	138			
99	118	115	139			
100	120	116	141			
101	122	119	141			
102	124	122	141			
103	125	125	141			
104	125	128	141			
105	125	131	141			
106	125	134	141			
107	125	137	141			
108	125	140	141			
109	125	142	141			
110	125	144	141			
111	125	145	141			
112	125	145	141			
113	125	145	141			
114	125	145	141			
115	125	145	141			
116	125	145	141			
117	125	145	141			
118	125	145	141			
119	125	145	141			
120	125	145	141			
121	125	145	141			
122	125	145	141			
123	125	145	141			
124	125	145	141			

125	125	145	141
126	125	145	
127	125	145	
128	125	145	
129	125	145	
130	125	145	
131	125	145	
132	125	145	
133	125	145	
134	125	145	
135	125	145	
136	125	145	
137	125	145	
138	125	145	
139	125	145	
140	125	145	
141	125	145	
142	125		
143	125		
144	125		
145	125		

ハ 教育職給料表(二)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けた いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	特2級から の降格の場合	特2級 3級
		3級からの 降格の場合		
1	21	25	53	25 41
2	22	26	54	26 42
3	23	27	55	27 43
4	24	28	56	28 44
5	25	29	57	29 45
6	26	30	58	30 46
7	27	31	59	31 47
8	28	32	60	32 48
9	29	33	61	33 49
10	30	34	62	34 50
11	31	35	63	35 51
12	32	36	64	36 52
13	33	37	65	37 53

14	34	38	66	38	54
15	35	39	67	39	55
16	36	40	68	40	56
17	37	41	69	41	57
18	38	42	70	42	58
19	39	43	71	43	59
20	40	44	72	44	60
21	41	45	73	45	61
22	42	46	74	46	62
23	43	47	75	47	63
24	44	48	76	48	64
25	45	49	77	49	66
26	46	50	78	50	68
27	47	51	79	51	70
28	48	52	80	52	72
29	50	53	81	53	74
30	52	54	82	54	76
31	54	55	83	55	77
32	56	56	84	56	77
33	58	57	85	57	77
34	60	58	86	58	77
35	62	59	87	59	77
36	64	60	88	60	77
37	66	61	89	61	77
38	68	62	90	62	
39	70	63	91	63	
40	72	64	92	64	
41	73	65	93	65	
42	74	66	94	66	
43	75	67	95	67	
44	76	68	96	68	
45	78	69	97	69	
46	80	70	98	70	
47	82	71	99	71	
48	84	72	100	72	
49	86	73	102	73	
50	88	74	104	74	
51	90	75	106	75	
52	92	76	108	76	
53	94	77	110	77	
54	96	78	112	78	
55	98	79	114	79	

56	100	80	116	80
57	103	81	119	81
58	106	82	130	82
59	109	83	142	83
60	112	84	145	84
61	117	85	145	86
62	122	86	145	88
63	127	87	145	90
64	132	88	145	92
65	138	89	145	93
66	144	90	145	94
67	150	91	145	95
68	153	92	145	96
69	153	93	145	99
70	153	94	145	102
71	153	95	145	105
72	153	96	145	108
73	153	97	145	111
74	153	98	145	114
75	153	99	145	117
76	153	100	145	117
77	153	101	145	117
78	153	102		
79	153	103		
80	153	104		
81	153	106		
82	153	108		
83	153	110		
84	153	112		
85	153	114		
86	153	116		
87	153	118		
88	153	120		
89	153	125		
90	153	130		
91	153	135		
92	153	140		
93	153	142		
94	153	144		
95	153	145		
96	153	145		
97	153	145		

98	153	145
99	153	145
100	153	145
101	153	145
102	153	145
103	153	145
104	153	145
105	153	145
106	153	145
107	153	145
108	153	145
109	153	145
110	153	145
111	153	145
112	153	145
113	153	145
114	153	145
115	153	145
116	153	145
117	153	145
118	153	
119	153	
120	153	
121	153	
122	153	
123	153	
124	153	
125	153	
126	153	
127	153	
128	153	
129	153	
130	153	
131	153	
132	153	
133	153	
134	153	
135	153	
136	153	
137	153	
138	153	
139	153	

140	153			
141	153			
142	153			
143	153			
144	153			
145	153			

二 教育職給料表(三)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降格後の号給				
	1級	2級 の降格の場 合	3級から の降格の場合	特2級	3級
1	9	37	49	9	57
2	10	38	50	10	58
3	10	39	51	11	59
4	11	40	52	12	60
5	12	41	53	13	61
6	13	42	54	14	62
7	14	43	55	15	63
8	15	44	56	16	64
9	16	45	57	17	65
10	17	46	58	18	66
11	18	47	59	19	67
12	19	48	60	20	68
13	20	49	61	21	69
14	21	50	62	22	70
15	23	51	63	23	71
16	24	52	64	24	72
17	25	53	65	25	73
18	26	54	66	26	74
19	27	55	67	27	75
20	28	56	68	28	80
21	29	57	69	29	85
22	30	58	70	30	90
23	31	59	71	31	93
24	32	60	72	32	93
25	33	61	73	33	93
26	34	62	74	34	93
27	35	63	75	35	93

28	36	64	76	36	93
29	37	65	77	37	93
30	38	66	78	38	93
31	39	67	79	39	93
32	40	68	80	40	93
33	41	69	81	41	93
34	42	70	82	42	93
35	43	71	83	43	93
36	44	72	84	44	93
37	45	73	85	45	93
38	46	74	86	46	
39	47	75	87	47	
40	48	76	88	48	
41	50	77	89	49	
42	52	78	90	50	
43	54	79	91	51	
44	56	80	92	52	
45	58	81	93	53	
46	60	82	94	54	
47	62	83	95	55	
48	64	84	96	56	
49	66	85	97	57	
50	68	86	98	58	
51	70	87	99	59	
52	72	88	100	60	
53	73	89	101	61	
54	74	90	102	62	
55	75	91	103	63	
56	76	92	104	64	
57	78	93	105	65	
58	80	94	106	66	
59	82	95	107	67	
60	84	96	108	68	
61	87	97	110	69	
62	90	98	112	70	
63	93	99	114	71	
64	96	100	116	72	
65	101	101	117	73	
66	106	102	118	74	
67	111	103	119	75	
68	116	104	120	76	
69	119	105	122	77	

70	122	106	124	78
71	125	107	126	79
72	125	108	128	80
73	125	109	130	82
74	125	110	150	84
75	125	111	155	86
76	125	112	157	88
77	125	114	157	89
78	125	116	157	90
79	125	118	157	91
80	125	120	157	95
81	125	121	157	99
82	125	122	157	103
83	125	123	157	107
84	125	124	157	112
85	125	125	157	114
86	125	126	157	116
87	125	127	157	117
88	125	128	157	117
89	125	130	157	117
90	125	134	157	117
91	125	138	157	117
92	125	142	157	117
93	125	146	157	117
94	125	150		
95	125	153		
96	125	156		
97	125	157		
98	125	157		
99	125	157		
100	125	157		
101	125	157		
102	125	157		
103	125	157		
104	125	157		
105	125	157		
106	125	157		
107	125	157		
108	125	157		
109	125	157		
110	125	157		
111	125	157		

112	125	157
113	125	157
114	125	157
115	125	157
116	125	157
117	125	157
118	125	
119	125	
120	125	
121	125	
122	125	
123	125	
124	125	
125	125	
126	125	
127	125	
128	125	
129	125	
130	125	
131	125	
132	125	
133	125	
134	125	
135	125	
136	125	
137	125	
138	125	
139	125	
140	125	
141	125	
142	125	
143	125	
144	125	
145	125	
146	125	
147	125	
148	125	
149	125	
150	125	
151	125	
152	125	
153	125	

154	125			
155	125			
156	125			
157	125			

ホ 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けた いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	25	33	17	21
2	26	34	18	22
3	27	35	19	23
4	28	36	20	24
5	29	37	21	25
6	30	38	22	26
7	31	39	23	27
8	32	40	24	28
9	33	41	25	29
10	34	42	26	30
11	35	43	27	31
12	36	44	28	32
13	37	45	29	33
14	38	46	30	34
15	39	47	31	35
16	40	48	32	36
17	41	50	33	38
18	42	52	34	40
19	43	54	35	42
20	44	56	36	44
21	46	58	37	46
22	48	60	38	48
23	50	62	39	50
24	52	64	40	52
25	53	66	41	54
26	54	68	42	58
27	55	70	43	61
28	56	72	44	64
29	59	74	46	67
30	62	76	48	70

31	65	78	50	73
32	68	80	52	73
33	69	83	53	73
34	70	86	54	73
35	71	89	55	73
36	72	92	56	73
37	74	95	58	73
38	76	98	60	73
39	78	101	62	73
40	80	106	64	73
41	82	111	67	73
42	84	116	70	73
43	86	121	74	73
44	88	121	78	73
45	89	121	82	73
46	90	121	86	73
47	91	121	89	73
48	92	121	89	73
49	93	121	89	73
50	94	121	89	73
51	95	121	89	73
52	96	121	89	73
53	97	121	89	73
54	98	121	89	73
55	99	121	89	73
56	100	121	89	73
57	102	121	89	73
58	104	121	89	73
59	106	121	89	73
60	108	121	89	73
61	112	121	89	73
62	116	121	89	73
63	120	121	89	73
64	121	121	89	73
65	121	121	89	73
66	121	121	89	73
67	121	121	89	73
68	121	121	89	73
69	121	121	89	73
70	121	121	89	73
71	121	121	89	73
72	121	121	89	73

73	121	121	89	73
74	121	121		
75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121	121		
83	121	121		
84	121	121		
85	121	121		
86	121	121		
87	121	121		
88	121	121		
89	121	121		
90	121	121		
91	121	121		
92	121	121		
93	121	121		
94	121	121		
95	121	121		
96	121	121		
97	121	121		
98	121	121		
99	121	121		
100	121	121		
101	121	121		
102	121	121		
103	121	121		
104	121	121		
105	121	121		
106	121	121		
107	121	121		
108	121	121		
109	121	121		
110	121	121		
111	121	121		
112	121	121		
113	121	121		
114	121	121		

115	121		
116	121		
117	121		
118	121		
119	121		
120	121		
121	121		

～ 医療職給料表(一)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けた いた号給	降格後の号給		
	1級	2級	3級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	45	41	49
26	46	42	50
27	47	43	51

28	50	44	52
29	53	45	53
30	56	46	54
31	59	47	55
32	62	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89
65	65	97	89
66	65	97	89
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	

70	65	97
71	65	97
72	65	97
73	65	97
74	65	97
75	65	97
76	65	97
77	65	97
78	65	97
79	65	97
80	65	97
81	65	97
82	65	97
83	65	97
84	65	97
85	65	97
86	65	97
87	65	97
88	65	97
89	65	97
90	65	
91	65	
92	65	
93	65	
94	65	
95	65	
96	65	
97	65	

ト 医療職給料表(二)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けた いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	37	33	17	17
2	38	34	18	18
3	39	35	19	19
4	40	36	20	20
5	41	37	21	21
6	42	38	22	22
7	43	39	23	23
8	44	40	24	24

9	45	41	25	25
10	46	42	26	26
11	47	43	27	27
12	48	44	28	28
13	49	45	29	29
14	50	46	30	30
15	51	47	31	31
16	52	48	32	32
17	53	49	33	33
18	54	50	34	34
19	55	51	35	35
20	56	52	36	36
21	57	53	37	38
22	58	54	38	40
23	59	55	39	42
24	60	56	40	44
25	61	57	41	50
26	62	58	42	56
27	63	59	43	62
28	64	60	44	65
29	65	61	46	65
30	66	62	48	65
31	67	63	50	65
32	68	64	52	65
33	69	66	54	65
34	70	68	56	65
35	71	70	58	65
36	72	72	60	65
37	73	73	64	65
38	74	74	70	65
39	75	75	74	65
40	76	76	78	65
41	77	79	82	65
42	78	82	88	65
43	79	85	92	65
44	80	88	96	65
45	81	92	97	65
46	82	96	97	65
47	83	100	97	65
48	84	106	97	65
49	86	112	97	65
50	88	118	97	65

51	90	121	97	65
52	92	121	97	65
53	95	121	97	65
54	98	121	97	
55	101	121	97	
56	104	121	97	
57	110	121	97	
58	116	121	97	
59	122	121	97	
60	125	121	97	
61	125	121	97	
62	125	121	97	
63	125	121	97	
64	125	121	97	
65	125	121	97	
66	125	121	97	
67	125	121	97	
68	125	121	97	
69	125	121	97	
70	125	121	97	
71	125	121	97	
72	125	121	97	
73	125	121	97	
74	125	121	97	
75	125	121	97	
76	125	121	97	
77	125	121	97	
78	125	121	97	
79	125	121	97	
80	125	121	97	
81	125	121	97	
82	125	121	97	
83	125	121	97	
84	125	121	97	
85	125	121	97	
86	125	121	97	
87	125	121	97	
88	125	121	97	
89	125	121	97	
90	125	121	97	
91	125	121	97	
92	125	121	97	

93	125	121	
94	125	121	
95	125	121	
96	125	121	
97	125	121	
98	125		
99	125		
100	125		
101	125		
102	125		
103	125		
104	125		
105	125		
106	125		
107	125		
108	125		
109	125		
110	125		
111	125		
112	125		
113	125		
114	125		
115	125		
116	125		
117	125		
118	125		
119	125		
120	125		
121	125		

チ 医療職給料表(三)降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けた いた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	41	33	21	17
2	42	34	22	18
3	43	35	23	19
4	44	36	24	20
5	45	37	25	21
6	46	38	26	22
7	47	39	27	23

8	48	40	28	24
9	49	41	29	25
10	50	42	30	26
11	51	43	31	27
12	52	44	32	28
13	53	45	33	29
14	54	46	34	30
15	55	47	35	31
16	56	48	36	32
17	57	49	37	33
18	58	50	38	34
19	59	51	39	35
20	60	52	40	36
21	61	53	41	37
22	62	54	42	38
23	63	55	43	39
24	64	56	44	40
25	65	57	45	41
26	66	58	46	42
27	67	59	47	43
28	68	60	48	44
29	69	61	50	45
30	70	62	52	46
31	71	63	54	47
32	72	64	56	48
33	73	65	58	49
34	74	66	60	50
35	75	67	62	51
36	76	68	64	56
37	77	69	68	61
38	78	70	72	66
39	79	71	77	69
40	80	72	82	69
41	81	73	87	69
42	82	74	92	69
43	83	75	96	69
44	84	76	97	69
45	85	77	97	69
46	86	78	97	69
47	87	79	97	69
48	88	80	97	69
49	89	81	97	69

50	90	82	97	69
51	91	83	97	69
52	92	84	97	69
53	93	86	97	69
54	94	88	97	69
55	95	90	97	69
56	96	92	97	69
57	97	93	97	69
58	98	94	97	
59	99	95	97	
60	100	96	97	
61	101	98	97	
62	102	100	97	
63	103	102	97	
64	104	104	97	
65	105	106	97	
66	106	108	97	
67	107	110	97	
68	108	114	97	
69	110	118	97	
70	112	122		
71	114	126		
72	116	128		
73	119	129		
74	122	129		
75	125	129		
76	128	129		
77	132	129		
78	136	129		
79	140	129		
80	144	129		
81	147	129		
82	150	129		
83	154	129		
84	158	129		
85	162	129		
86	166	129		
87	169	129		
88	169	129		
89	169	129		
90	169	129		
91	169	129		

92	169	129
93	169	129
94	169	129
95	169	129
96	169	129
97	169	129
98	169	
99	169	
100	169	
101	169	
102	169	
103	169	
104	169	
105	169	
106	169	
107	169	
108	169	
109	169	
110	169	
111	169	
112	169	
113	169	
114	169	
115	169	
116	169	
117	169	
118	169	
119	169	
120	169	
121	169	
122	169	
123	169	
124	169	
125	169	
126	169	
127	169	
128	169	
129	169	

第二条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十四年広島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第一項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上である

もの（第一条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二十一条第二項に規定する警察職員等に限る。）、改正後の規則第二十七条に掲げる職員及び改正後の規則第二十八条の二第三項に規定する特定管理職員以外の職員（職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）第十七条の三第一項の規定により管理職手当を支給される職員を除く。以下「一般職員」という。）」を「職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）第六条第二項に規定する特定管理職員及び給与条例第十七条の三第一項に規定する管理監督職員以外の職員（以下「一般職員」という。）」に、「改正後の規則第二十八条」を「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「規則」という。）」第二十八条に、「（改正後の規則）を「（規則）に改め、同条第二項中「改正後の規則」を「規則」に改める。

第四条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十七年広島県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

附則第三条第一号中「基準級より下位の職務の級に」を削り、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 切替日以降に改正条例附則第三条第一項から第三項又は市町立学校職員改正条例附則第三条第一項から第三項の規定による給料を支給される職員でなくなつた職員

附則第四条第一項中「人事委員会の定めるこれに準じる職員を含む。」を削り、「その差額に相当する額」の下に「（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第九号。以下「平成二十八年改正条例」という。）附則第五条又は市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第二十七号。以下「平成二十八年市町立学校職員改正条例」という。）附則第三条の規定による給料を支給される職員にあつては、その差額に相当する額からその給料に相当する額を減じた額）」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 降格をした場合（第六号に掲げる場合を除く。）切替日の前日においてその者が受けたいた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を二回以上した場合にあつては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

附則第四条第一項及び附則第五条第一項中「その差額に相当する額」の下に「（平成二十八年改正条例附則第五条又は平成二十八年市町立学校職員改正条例附則第三条の規定による給料を支給される職員にあつては、その差額に相当する額からその給料に相当する額を減じた額）」を加える。

附 則

(施行期日等)

第一条 この人事委員会規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条から第四条まで及び附則第四条から第十三条までの規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定及び附則第三条第一項の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

(定義)

第二条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 改正条例 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第九号）をいう。

二 市町立学校職員改正条例 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第二十七号）をいう。

三 改正前の給与条例 改正条例第二条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）をいう。

四 改正前の市町立学校職員条例 市町立学校職員改正条例第二条の規定による改正前の市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年広島県条例第四十九号。以下「市町立学校職員条例」という。）をいう。

五 切替日 平成二十八年四月一日をいう。

六 初任給基準異動 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「初任給規則」という。）別表第二十一又は別表第二十二に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に給料表の適用を異にせず異動することをいう。

七 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。

八 休職等期間 次に掲げる期間をいう。

イ 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間

ロ 地方公務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間

ハ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第二条の規定により育児休業をしていた期間

ニ 外国的地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和六十三年広島県条例第三号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間

ホ 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。）第十四条に規定する介護休暇又は職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成七年広島県人事委員会規則第一号）第十条第一項の表第八号に規定する負傷又は疾病による休暇の承認を受けていた期間

ヘ 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年広島県条例第四十一号。以下「公益的法人派遣条例」という。）第二条第一項の規定により派遣されていた期間

ト 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十年広島県条例第一号）第二条の規定による自己啓発等休業の承認を受けていた期間

チ 職員の配偶者同行休業の承認を受けていた期間

九 復職時調整 給与条例第六条の二又は公益的法人派遣条例第六条の規定による号給の調整をいう。

十 人事交流等職員 切替日以降に、初任給規則第十五条各号に掲げる者から人事交流等により引き続き新たに行政職給料表、医療職給料表(一)又は医療職給料表(三)の適用を受ける職員と

なつた者をいう。

(昇格時の号給決定に係る経過措置)

第三条 平成二十七年四月一日からこの人事委員会規則の公布の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及び降格、昇給又は復職時調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員のうち、第一条の規定による改正後の初任給規則（以下この項において「改正後の規則」という。）による号給が同条の規定による改正前の初任給規則（以下この項において「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

2 この人事委員会規則の公布の日から平成二十八年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及び降格、昇給又は復職時調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあつた職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(降格時の号給決定に係る経過措置)

第四条 切替日以後において、教育職給料表〔一〕又は教育職給料表〔三〕（以下この条において「教育職給料表」という。）の職務の級特二級から二級に職員を降格させる場合（当該職員が教育職給料表の職務の級三級から特二級に降格され、引き続き特二級に在級している場合に限る。）、当該降格させる日（以下この条において「降格日」という。）に、第二条の規定による改正後の初任給規則（以下「改正後の初任給規則」という。）第二十二条第一項の規定によりその者が受けることとなる降格後の号給が、その者が教育職給料表の職務の級三級から特二級に降格した日に教育職給料表の職務の級三級から二級に降格し、引き続き二級に在級していたものとみなして、改正後の初任給規則の規定を適用した場合に降格日の前日に受けこととなる号給（以下この条において「基準号給」という。）に達しない場合は、当分の間、改正後の初任給規則第二十二条第一項の規定にかかるらず、当該基準号給をもって、その者の二級降格後の号給とする。

(切替対象職員の在級年数等に関する経過措置)

第五条 改正条例附則第二条の規定によりその者の切替日における職務の級を定められた職員（以下「切替対象職員」という。）のうち、次の各号に掲げる職員に対する改正後の初任給規則別表第二から別表第十までの級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

一 切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下この条において「旧級」という。）が行政職給料表の二級若しくは五級、医療職給料表〔二〕の二級若しくは四級又は医療職給料表〔三〕の二級若しくは四級であった職員 旧級及び旧級の一級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
二 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
第六条 切替対象職員に係る切替日以後の職務の級の一級上位の職務の級への昇格（切替日から平成二十九年三月三十日までの間ににおける改正後の初任給規則第十八条の規定によるものに限る。）については、同条第二項中「現に属する職務の級において一年以上」とあるのは、「平成二十八年三月三十一日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が、行政職給料表の二級若しくは五級、医療職給料表〔二〕の二級若しくは四級又は医療職給料表〔三〕の二級若しくは四級（以下この項において「特定の職務の級」という。）であつた職員にあつては、旧級及び旧級の一級下位の職務の級並びに職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年広島県条例第九号）附則第二条の規定に

より定められた職務の級（以下この項において「新級」という。）に通算一年以上、旧級が同条例附則別表第一の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであつた職員につては、旧級及び新級に通算一年以上とする。

（切替日における昇格又は降格の特例）

第七条

切替対象職員であつて切替日に昇格又は降格したものについては、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が改正条例附則第三条の規定により切替日に受けることとなる号給を切替日の前日に受けていたものとみなして改正後の初任給規則第二十一条又は第十二条の規定を適用する。

（号給の切替え等に伴う調整措置）

第八条 切替日の前日を含む休職等期間にある切替対象職員の復職時調整は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける切替対象職員の号給について、切替日ににおいて新たに給料表の適用を受けることとなる職員が受ける号給との均衡上必要があると認められるときは、人事委員会の定めるところにより号給の調整を行うことができるものとする。

3 切替日以降に給料表の適用を異にする異動をした職員又は人事交流等職員であつて、行政職給料表の職務の級五級以上とされるものの号給の決定について、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮した場合に、改正後の初任給規則の規定によることが著しく不適当であると認められるときは、人事委員会の定めるところにより号給の調整を行うことができるものとする。

（特定管理職員の昇給に関する特例）

第九条 行政職給料表の職務の級五級以上の職務の級となる切替対象職員であつて、改正条例附則第三条の規定により定められたその者の切替日における号給が改正後の初任給規則第二十八条の二第一項各号に定める号給となるものにあつては、同項の規定により昇給したものとして同条第二項を適用できるものとする。前条第三項の規定により号給の調整を受けた職員についても同様とする。

（改正条例附則第五条第一項等の人事委員会規則で定める職員）

第十条 改正条例附則第五条第一項又は市町立学校職員改正条例附則第三条第一項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 切替日以降に初任給基準異動をした職員

二 切替日以降に降格をした職員

三 切替日前に休職等期間がある職員であつて、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの

四 切替日以降に地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項に規定する育児短時間勤務（次条第一項第四号において「育児短時間勤務」という。）を開始し、又は終了した職員

五 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

（改正条例附則第五条第二項等の規定による給料の支給）

第十一条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に給与条例別表第一又は別表第五（同表イを除く。）若しくは市町立学校職員条例第三条第一項に規定する行政職給料表又は医療職給料表の適用を受けるもので、次の各号に掲げる場合に該当することとなつた職員（当該各号の一以上の号に掲げる場合に該当することとなつた職員（次項において「特定異動職員」という。）を除く。）であつて、その者の受ける給料月額

が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第五条第二項又は市町立学校職員改正条例附則第三条第二項の規定による給料として支給する。

一 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第五号に掲げる場合を除く。）

切替日の前日に当該異動があつたものとした場合（切替日以後にこれらの異動が二回以上あつた場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

二 降格をした場合（第五号に掲げる場合を除く。）

切替日の前日においてその者が受けた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日におけることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けこととなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を二回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

三 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第五号に掲げる場合を除く。）

切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に同日において受けこととなる給料月額に相当する額

四 育児短時間勤務を開始し、又は終了した場合 次のイ又はロに掲げる職員の区分に応じ、

当該イ又はロに定める額

イ 育児短時間勤務をしている職員 改正前の給与条例別表第一又は別表第五（同表イを除く。）の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けている号給に応じた額（ロにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間等条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に一円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）

ロ 育児短時間勤務を終了した職員（イに掲げる職員を除く。） 切替前給料表による給料月額

五 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 人事委員会の定める額

六 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定異動職員であつて、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第五条第二項又は市町立学校職員改正条例附則第三条第二項の規定による給料として支給する。

（改正条例附則第五条第三項等の規定による給料の支給）

第七十二条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となつた日以降に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以後に改正条例附則第五条又は市町立学校職員改正条例附則第三条の規定による給料を支給される職員でなくなつたものを除く。）には、その差額に相当する額を、改正条例附則第五条第三項又は市町立学校職員改正条例附則第三条第三項の規定による給料として支給する。

八 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以後に前条第一項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる改正条例附則第五条又は市町立学校職員改正条例附則第三条第二項の規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第五条第三項又は市町立学

校職員改正条例附則第三条第三項の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

第十三条 改正条例附則第五条又は市町立学校職員改正条例附則第三条の規定による給料の支給について、この人事委員会規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別な事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。